

# 令和7年度荒川区保育施設等指導監査実施方針

## 1 基本方針

荒川区は、令和7年3月に策定した「荒川区子ども・若者総合計画」において、すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、自分らしくいきいきと暮らせるまちあらかわを基本理念に、子ども・若者やその家族の支援施策の推進に取り組んでいる。

一方、全国的に保育施設における不適切な保育や死亡事故が発生しており、子どもの人権及び安全に配慮した保育の質を担保するため、保育施設等に対する指導監査の役割は重要となっている。

これらのことを踏まえ、一般指導監査では法令や指導監査基準等に照らして、適正な運営や会計処理の状況を確認するとともに、不適切な保育に対する取組状況や子どもの最善の利益と子どもの人権・人格の尊重など、保育所保育指針に基づいた適切な保育の実践等の確認に主眼を置いて実施する。

なお、重大な法令違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合には、児童福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護の観点から、速やかに特別指導監査を実施する。

## 2 一般指導監査の重点項目

### (1) 運営管理関係

#### ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組が適切に行われているか。

#### イ 安全対策の徹底

- (ア) 消防計画に基づく避難・消火訓練、救命救急訓練等の安全対策が実施されているか。
- (イ) 安全計画に基づく研修及び訓練等を実施し、安全措置が講じられているか。
- (ウ) 防犯について、対策を講じているか。

### (2) 保育内容関係

#### ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画が作成されているか。

(ウ) 不適切な保育の未然防止策や発生時の適切な対応のための取組が行われているか。

(エ) その他、保育所保育指針に基づいた保育が行われているか。

イ 子ども一人一人に応じた保育の徹底

(ア) 子どもの健康状態が適正に把握されているか。

(イ) アレルギー児等の状況に応じた食事が適正に提供されているか。

(ウ) 子どもへの虐待について、適切に対応されているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が徹底されているか。

(イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他保育中の事故防止への配慮が行われているか。

(エ) 上記(ア)～(ウ)にかかる事故発生時の適切な対応や再発防止に向けた検証が行われているか。

(オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に基づいた適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 実費徴収(保護者負担金等)について書面による周知が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約内容が文書化され、契約の正当性が確認できる取組が行われているか。

(イ) 契約手続きが入札の実施により適正に行われているか。また、関係通知等に基づいた随意契約の実施による透明性が確保されているか。

3 特別指導監査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を遵守した施設運営が行われているか。

(2) 保育内容関係

子どもの心身の健全な発達を図るものとして、保育内容が良質かつ適切なものとなっているか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に基づいた適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

#### 4 実施内容

(1) 対象施設

- ア 保育所（保育所型認定こども園含む）
- イ 一時預かり事業
- ウ 家庭的保育事業
- エ 小規模保育事業
- オ 病児保育事業

(2) 実施形態

ア 一般指導監査

(ア) 実施方法

日程を決め、施設に赴き実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 監査班当たりの監査員は、原則として係長級以上の者を含む職員2名以上とする。ただし、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

(エ) 実施通知

「荒川区児童福祉施設等指導監査実施要綱」（令和2年7月1日制定）第9条第1項の規定に基づき通知する。ただし同規定に基づき、施設の運営に問題が生じた場合又は通報等で問題があると認められる場合は、一般指導監査開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

イ 特別指導監査

(ア) 実施方法

施設、事業者等が関係法令もしくは事業者等の定款に違反しているとき、その運営が著しく適性を欠くために経営等に重大な支障を及ぼす疑いがあるとき、一般指導監査による改善の措置が認められないときに、特定の監査事項を定め実地にて重点的に監査を行う。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

原則として課長級以上の職にある者を長とする職員3名以上で監査班を編成することとし、課長級以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は係長級

以上の職にあるものとする。

(工) 実施通知

一般指導監査に準じて事前に文書により行う。ただし、特別指導監査の目的及び効果を勘案し、当該監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

## 5 関係団体等との連携

(1) 社会福祉法人の所轄部署との連携

ア 社会福祉法人が運営する施設の指導監査に当たっては、その所轄部署と適宜情報交換を行うとともに、当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に監査を実施するなど必要な連携を行う。

イ 社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導監査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。

(2) 施設等の運営及び認可所管部署との連携

ア 指導監査の結果、違反疑義等が認められた場合は、運営及び認可所管部署と連携し、必要な措置を行う。

イ 通報・苦情・相談等に基づき重大な違反等が疑われるため、運営及び認可所管部署より指導監査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。

## 6 確認監査及び業務管理体制検査との同日実施について

(1) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対する確認監査については、効率化及び事務負担の軽減の観点から、児童福祉法に基づく保育施設等に対する施設監査と同日に実施する。

(2) 設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の全てが荒川区内に所在する施設等についても、特定教育・保育施設等に対する業務管理体制の確認監査と同日に実施する。